

原処分（水俣病認定棄却処分）を取り消す裁決の概要

- 1 処分庁 熊本県知事
- 2 審査請求人
 - (1) 性別、年齢 男性、昭和32年生（満48歳）
 - (2) 職業 自営業
 - (3) 居住歴 出生時～昭和54年 熊本県葦北郡
昭和54年～現在 同 水俣市
- 3 経過
 - 平成10年 2月 審査請求人が処分庁に対して認定申請を行った。
 - 同11年 1月 処分庁は、認定申請を棄却する処分を行った。
 - 同年 同月 審査請求人は、処分庁に対して異議申立てを行った。
 - 同年 8月 処分庁は、異議申立てを棄却する処分を行った。
 - 同年 9月 審査請求人は、当審査会に対して審査請求を行った。
- 4 判断の相違点

(1) 処分庁の弁明

処分庁は、審査請求人には四肢末梢優位の感覚障害がみられたこともあるが、水俣病に特徴的なパターンとは異なり、小脳性運動失調、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性聴力障害、平衡機能障害はいずれも認められず、一部の運動は拙劣であるが失調性ではなく知的障害もないことから、水俣病ではないとの認定審査会の答申に基づき、水俣病として認定しないとする原処分を行った。

(2) 公害健康被害補償不服審査会の判断

本件原処分には、請求人の濃厚な疫学条件に十分な考慮が払われているとは言い難く、また、感覚障害及び求心性視野狭窄に関する判断には疑義があり、さらに小児科検診での運動系拙劣との所見を小脳性運動失調ではないとした判断の根拠が不明確であるなど問題が多いと言わざるを得ない

したがって、請求人の濃厚な疫学条件を十分に考慮しつつ、改めて認定審査手続をやり直すべきである。

原処分（大気系）を取り消す裁決の概要

- 1 処分庁 福岡県大牟田市長
- 2 審査請求人
性別、年齢 男性、昭和27年生（満54歳）
- 3 被認定者
(1) 性別、生年 男性、大正7年生
(2) 死亡年月 平成15年2月（享年84歳）
(3) 審査請求人との関係 審査請求人の父
(4) 居住歴 出生時～死亡時まで 福岡県大牟田市に居住
(5) 認定疾病 慢性気管支炎（昭和53年6月）
（認定年月） 気管支ぜん息（認定時期不詳）
- 4 経過
平成15年9月 審査請求人は、処分庁に対して遺族補償一時金の支給を請求
同年 11月 処分庁は、支給決定を行ったが、その額は請求人以外にも遺族
補償一時金の受給権を有する同順位の遺族が3人いるとして、
総額の4分の1とした。
同年 12月 請求人は、処分庁に対して、異議申立てを行った。
同16年2月 処分庁は、異議申立てを却下する処分を行った。
同年 3月 審査請求人は、当審査会に対して審査請求を行った。
- 5 判断の相違点

（1）処分庁の弁明

請求人には、被認定者の死亡当時、3人の兄弟がおり、これらの兄弟について、被認定者と同居関係になかったこと等のみによって、被認定者との生計維持関係がなかったとすることもできないと解したため、これらの兄弟が請求人と遺族補償一時金支給上の同順位者であると仮定し、他の兄弟からの遺族補償一時金請求の可能性を想定し、請求人に対し、遺族補償一時金総額の4分の1に相当する額を支給するとの決定を行った。

（2）公害健康被害補償不服審査会の判断

公健法に定める「生計維持」とは「同一家計」を必要条件とするものであり、その「同一家計」は「同居」が原則あるいは一般的であって、例外として取り扱われる事例はかなり限定的なものであると解する。請求人の3人の兄弟にはいずれも30年以上前から婚姻、独立等の事実があることから、被認定者と生計維持関係にないことは明白である。
また、遺族補償一時金にかかる同順位請求権者については、前述のように生計維持関係が認められるのは請求人一人であるから、もともと請求権者は請求人のみであり、同順位請求権者についての取扱いなど検討する必要はない事柄である。
以上のことから、処分庁が請求人に対して行った遺族補償一時金の一部を支給するとした原処分は、公健法の規定の解釈、運用に誤りがあり不適法である。
よって、原処分を取り消す。